

こうけんでこうけん 後見DE貢献[®]

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2022年12月1日

発行所

オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコパビル4階

Tel.0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

1年というのは本当にあっという間に過ぎていきます。今この瞬間を精一杯生きることがいかに重要か、自分が何に時間を
使うべきか、時間は元に戻らないと頭ではわかっているものの、つい時間を浪費してしまうことがあることに我ながら未熟
さを感じてしまいます。皆様はいかがですか？

さて今回はよく成年後見制度と対立軸で見られている「家族信託」について取り上げています。家族信託がテレビ番組など
で取り上げられ、興味を持ったお客様からここ数年お問い合わせをいただくことが多くなりました。実際に当法人では家族
信託の組成や不動産の信託登記なども手掛けさせていただいています。成年後見制度は法定後見も任意後見も家庭裁判所と
いう国が関与するセーフティネットです。これは程度の差こそあれ後見人等に対する強固なチェック機能、監督機能があり
ます。一方で家族信託は家族の中で財産管理を完結させようとする仕組みですから、チェック機能や監督機能はかなり弱い
です。なぜ家族信託が世に出たかという、高齢化が右肩上がりの現状では成年後見制度で国が関与していくよりも、家族
信託のように国民の自助努力で財産管理を行う方が税金も使わずにすむからです。

家族信託は財産を託される側の絶対的な信頼の元に、言い換えれば財産を託す側の覚悟を決めた自己責任により採用される
制度と言って良いでしょう。



IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

高齢者の方が認知症などによって、財産の管理・処分を満足に行えなくなるリスクがあることは
これまでもお話してきました。認知症が重症化した場合、「後見開始の申立」を行うほか、近年で
は認知症が重症化する前の対策として「**家族信託**」が注目されています。

どちらの制度も認知症対策として有効になり得ますが、それぞれの制度内容には違いがあります。
その違いとは？2つの制度の特徴とは？できることとできないことはあるのか？等その特徴につい
て分かりやすくお伝えしたいと思います。

IKUKO

<<家族信託とは？>> 「**親が元気なうちから子に財産の管理を任せる仕組み**」です。

つまり、将来親自身による財産管理が難しくなっても困らないように、予め子が万全の管理をして
おく訳です。家族信託とは、高齢者や障害者のための柔軟な財産管理と円満・円滑な資産継承の両方
を実現できる財産管理の仕組みです。

【信託契約】主として老親が子に財産の管理と処分を託すために交わす契約です。

【委託者】財産の所持人。管理を託す人→主として老親＝認知症対策として用いるケースでは被相続人となる方

【受託者】託された財産の管理や処分を行う人→主として子＝信頼できる親族

【受益者】信託財産から経済的な利益（家賃収入など）をもらう人、信託財産の実質的なオーナー

【信託財産】管理・処分を託した財産。不動産・現金・中小企業の株式が中心

※預貯金は金融機関の実務上対応ができないので、払戻をして現金として託すことになります。
上場株式や投資信託は金融機関の実務対応がまだ進んでいない状況です。

※受益者となるのは「委任者」本人でも、財産を譲り渡したいほかの家族でも構いません。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人

こちらの
アカウント！
友だち登録を
どうぞよろしく！



家族信託の理解に大切な3つのポイント

- ① 家族信託は契約です。契約当事者となる親・子が**契約の目的・効果を理解していないとできません。**
- ② 受託者となる子はあくまで**財産の管理・処分を担うだけ**です。管理を託した信託財産は、**受益者である親の財産であることは変わりません。**
- ③ アパートの家賃など信託財産から得られる利益は受託者の手元に入りますが、契約前と同様、**受益者である親の収入**ですから**従来通り親の確定申告が必要**です。

次号では、家族信託と成年後見制度のできること、できないことなどを具体的に比較できるように記してみたいと思います。

